

平成七年（行ケ）第三号
職務執行命令裁判請求事件

被告第七準備書面

平成七年（行 々）第三号
職務執行命令裁判請求事件

原告

内閣総理大臣
橋本龍太郎

被告

沖縄県知事
大田昌秀

被告第七準備書面

一九九六年三月二日

右被告訴訟代理人

弁護士 中野清光

同 池宮城紀夫

同 新垣勉

同 大城純市

同 加藤裕

同 金城陸

同 島袋秀勝

同 仲山忠克

同 前田朝福

同 松永和宏

右被告指定代理人

同	同	同	同	同	同	同	同
宮國英男	榎本信行	鎌形寛之	佐井孝和	中野新	宮里邦雄	高山朝光	宮城悦二郎
栗国正昭	大浜高伸						

同	同	同	同	同	同	同	同
山田義人	垣花忠芳	大城眞幸	兼島規	宮城信之	比嘉靖	仲村渠重政	上原貴志

被告は、原告の第五準備書面に対して、次のとおり意見を陳述し、反論する。

第一 物件目録1の各土地、同目録2の松田所有地、同目録7の金城、比嘉、喜友名所有地、同目録8の各土地についての土地調書の瑕疵

一 土地調書に添付される「実測平面図」の意義

1 土地収用法三六条一項は「事業の認定の告示があった後、起業者は、土地調書及び物件調書を作成し・・・なければならない」と規定し、土地調書の作成時期は事業の認定の告示があった後でなければならないことを明記する。同法三九条一項は、事業認定の告示があった日から一年以内に限り、収用・使用申請ができると定めているので、結局、土地調書は事業認定の告示の日から一年以内に作成されなければならないことになる。

この規定を受けて、同法三七条一項は、「土地調書には、収用し、又は使用しようとする土地について、左に掲げる事項を記載し、実測平面図を添付しなければならない」とし、「調書を作成した年月日」を土地調書の記載事項の一つと定める。

右両条項が、「事業認定の告示の前」に土地調書を作成することを禁止し、かつ、土地調書の作成時期の明記を要件としたのは、強制収用・使用申請直前のできるだけ新しい対象土地の現況を把握し、土地調書に記載された土地の状況がいつの時点のものであるのかを正確に把握するためである。

したがって、土地収用法は、右規定に反する「事業認定の告示日前の対象土地の状況を記載した土地調書」を適法な土地調書と認めていないと解するのが相当である。

2 土地調書に添付される「実測平面図」は、土地調書の記載内容を正確に表示するために要求されているものであるから、右法意を受けて当然のこととして、「事業認定の告示日の後」に作成され、「図面を作成した年月日」が明記され、かつ、その図面が「実測した図面」であることが必要とされているというべきものである。

したがって、「事業認定の告示の前」に「実測平面図」を作成したり、あるいは「事業認定の告示の前」に作成された実測平面図を基に転写した

図面を作成して、これを「実測平面図」に代用したりすることは許されない。

二 国の主張の不当性

1 事業認定告示前に作成された添付図面

(一) 原告は、前記土地の土地調書添付「実測平面図」が本件事業認定の告示日前、しかも三年以上前の一九九二年（平成四年）の強制使用認定手続において作成された実測平面図を基に作成されたものであることを自認した上で、「今回の駐留軍用地特措法に基づく使用の手続のために新しく作成されたものである」（第五準備書面五頁）と主張する。

つまり、本件土地調書添付の「実測平面図」は、一九九二年の強制使用認定手続において作成された実測平面図を基にしてはいるが、同図面を「そのまま使用しているわけではなく」、今回の事業認定の告示があった後に「新しく作成されたものである」から、土地収用法三六条一項に違反しないと主張するのである。

確かに、原告の主張に基づく、本件土地調書添付の「実測平面図」は事業認定の告示の日の後に作成されたものであるから、形式的にいうと「作成時期」については同法三六条一項に違反しないことになる。

(二) しかし、原告の右主張は、作成時期については一応言い逃れの理由となったように見えるが、他方で、本件土地調書添付の「実測平面図」が実は実測平面図でないことを自白するという、いわば墓穴を掘るものとなっている。実測平面図とは、図面を作成する際に、現地で実測測量を行い、その成果を図面化したものをいうものであり、「実測平面図」を資料としてそれを書き写しても、その図面は実測平面図とは呼びえないものである。それはあくまで、実測平面図を書き写した図面にすぎない。このようにして書き写された図面は、その基になった図面の性格を基本的に引き継ぐものである。したがって、基になった図面が三年前の図面であれば、仮に書き写したのが今年であっても、書き写された図面は三年前の土地の現況を反映したものであり、書き写した年月日の土地の現況を反映したものとはならない。このことは自明のことである。

したがって、原告の弁明は、形式的には土地収用法三六条一項が要求する土地調書の作成時期に違反していないように見えるが、実質的には同法が求める作成時期を遵守しておらず、依然として同法に反するものである。

(三) ちなみに、原告も認めるように、三年前の実測平面図を基に書き写された前記図面には、作成年月日がいずれも記載されていない。原告主張のように、同図面が「新しく作成された」図面というのであれば、同図面に図面の作成年月日を書き込んでよさそうであるが、実際にはそのようなことは行われぬ。実測平面図を書き写した図面に「作成年月日」を記載すると「書き写した年月日」を「実測した年月日」と誤解させるからである。したがって、資格を有する測量士は、決して右記載をしないのである。依頼者がどうしても作成年月日の記載を要求するときは、測量士はやむなく「書き写した年月日」であることを明らかにして作成年月日を記載するのである。

前記図面には、土地調書に添付される「実測平面図」に不可欠な「作成年月日」の記載がなく形式的にも瑕疵が存するものである。

(四) 以上のように、前記図面は、形式的にも、実質的にも土地収用法三六条一項に反し、瑕疵ある土地調書添付図面となっている。

前記土地の土地調書は、右事業認定告示の三年以上前に作成された実測平面図を基に書き写された添付図面を基に作成されたものであるから、添付図面の瑕疵にとどまらず、土地調書そのものが土地収用法三六条一項、即ち、土地調書は事業認定告示後に作成されなければならないとする規定に実質的に反するものといわねばならない。

2 実測平面図の不添付

(一) 原告の主張が、前記図面が実測平面図でないことを自認するものであることは、右に指摘したとおりである。

したがって、原告は、土地収用法三七条一項が土地調書に「実測平面図」の添付を要求しているにもかかわらず、これを添付せず、三年前の実測平面図を書き写した図面を添付して本件立会・署名を求めたもので

あり、手続そのものに瑕疵が存したものであった。

原告は、「右土地に限らず、本件土地すべてについて、実測平面図の基礎資料は、前述のとおり位置境界明確化作業において調査、測量された成果等を利用しているので、前回又はそれより更に前にされた使用裁決申請の際に添付された実測平面図の作成当時の基礎資料と変化がないため、結果的に同一の内容の実測平面図が作成されている」(五頁)と弁明する。

しかし、前記図面は、すでに指摘したとおり「実測平面図」ではないので「結果的に同一の内容の実測平面図が作成されている」ことにはならない。「結果的に同一の内容の平面図が作成されている」ことになるだけである。原告が今回現地において実地測量をしてその成果を図化していれば「結果的に同一の内容の実測平面図が作成されている」とのべても何ら誤りはない。しかし、原告は、三年前の実測平面図を書き写しだけであるから、結果的に同一の内容の「平面図」が出来上がったに過ぎない。ここには大きな差異が存する。結果的に「同一内容」の図面が

できたという意味においては同じであるが、「同一内容」の図面が出来上がる過程が全く異なる。他の図面を書き写すと、写し方に間違いがない限り「同一内容」の図面ができあがる。このような書き写し図面は、その時点の対象土地の現況を反映するものではないため、新しく土地の現況を反映する図面としての価値は認められない。土地収用法三六条一項、三七条一項は、前述のように、事業認定の告示の日から一年以内の土地の現況を反映する図面として「実測平面図」の添付を要求しているものであり、事業認定の告示の前の「平面図」を要求しているものではない。

したがって、原告の右弁明は、実測平面図でない「書き写し図面」をあたかも「実測平面図」であるかのように、事実を歪曲し、土地収用法三六条一項、三七条一項の法意から逸脱しようとするものであり、不当なものである。

(二) 原告は、前記図面が実測平面図ではなく、書き写し図面であることの不当性を糊塗するため、「前回の使用裁決申請のために現地で測量した

際に打った杭等の状況に変化がなかった」(四頁)と主張し、土地調書添付の「実測平面図」は実地測量図面である必要はなく、過去の実測平面図の書き写し図面でも良いと弁明する。

果して、そうであろうか。原告は、どのような根拠に基づいて「杭等の変化がなかった」といえるのであろうか。原告が確認したとする「杭等」は、ほんとに前回打ったものであったのか、又それが移動していないとどうして断言できるのであろうか。原告は、「現地で各杭間を計測する等の方法」により確実に確認している」と強調する。しかし、杭間を計測しても杭が移動しているか否かは判断しえないことは、説明するまでもない。当該杭が移動しているかいないかは、不動のものとして測量法上設定された「基準点」(原告第四準備書面一二ないし一四頁)に基づいて初めて、判別しうるものである。杭間の計測により、杭の移動の有無を判別しうるという原告の主張は、測量の基礎知識を欠く誤ったものといわなければならない。

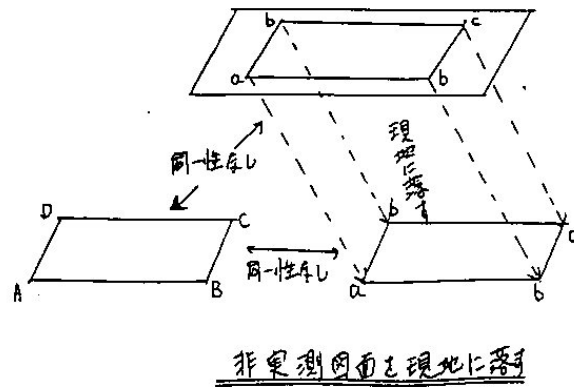
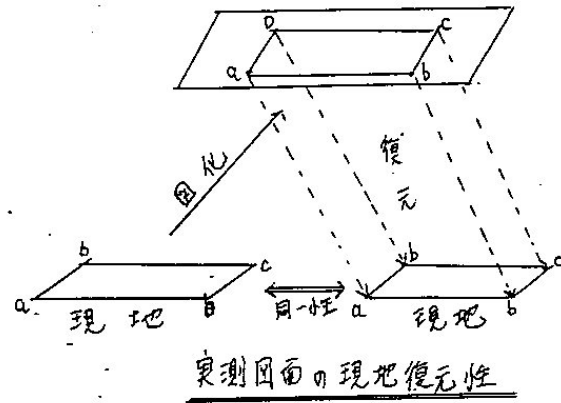
(三) 原告は、被告が本件土地調書に添付された平面図は、公図の写しを添

付するのと同類だと批判したことに対して、「(本件平面図は)地籍図ばかりでなく、位置境界明確化作業において調査、測量された成果を利用したものであり、被告の主張は誤りである」(六頁)と弁明する。

しかし、ここで今問題としている原告が土地調書添付の平面図を作成する際に「利用したもの」とは、位置境界明確化作業の成果として登記所に送付されて備付けられてた地籍図そのものである(位置境界明確化作業が完了した土地については、その成果は地籍図として集約される)。したがって、原告の右弁明は、つまるところ本件土地調書に添付された前記図面は、地籍図に基づいて作成されたものであるから、被告の主張は誤っているということになる。公図とは、地籍図のことであるから、結局、原告の右主張は前記図面が、公図の書き写しと同類の図面であることを認めたものとなり、何ら反論となりえないものである。原告の主張の空疎さを示すものである。

1 編さん図の字界、又はブロック界は実地測量に基づいて記載されたものであるから、字界、又はブロック界は現地復元性をもった境界と評することが出来る。しかし、字界、又はブロック界内において、関係土地所有者が協議して割りつけた一筆地編さん図の各筆の筆界は、単に図面上において引かれた線に過ぎず、現地復元性を有するものではない。現地復元性とは、実測図面、すなわち現地において測量した成果を図化したものについて、はじめていいうるものである。ところが、右一筆地編さん図の各筆の筆界は実測して引かれた線ではなく、図面の上で任意の協議により引かれた線であるため、図面上の筆界を現地に落とすことができるというだけのもであり、現地の境界をその図面をもとに再度現地で復元する能力を持つという現地復元性を有するものではない。

前者は、図面上に基準点があれば十分であるが、後者において図面上基準点があるというだけでは不十分で、現地を実測して、それを図化する作業が行われたことが不可欠である。



原告は、この点の差異を無視し、一筆地編さん図の各筆の筆界について現地復元性を有するかのよう主張するが、それは不正確であり、誤っている。それは、単に一筆地編さん図の各筆の筆界を現地に落とすことができるというに過ぎない。

そうであるからこそ、一筆地編さん図の各筆の筆界は、現地に落とされて、地籍明確化作業の中で、関係土地所有者により、現地でその筆界が確認されることが必要となるのである。

2 又、一筆地編さん図の各筆の筆界及び地番は、仮のものであり、将来位置境界明確化作業が完了したときに、はじめて確定する筆界及び地番であるに過ぎない。この点に留意することが肝心である。

原告の主張は、意図的にこの点を曖昧にしている。そのため、原告は、土地所有者が編さん地図確認書に署名押印すると、あたかもそれだけで、一筆地編さん図の筆界及び地番が確定したかのように主張するのである。筆界及び地番は、地籍明確化の本質的、かつ中核的部分であり、土地所有者が編さん地図確認書に署名押印しただけで、確定するものではない。

したがって、島袋氏が編さん地図確認書に署名押印したことを理由にして、物件目録6の土地の筆界及び地番が確定し、特定したとする原告の主張は失当である。

二 事実に反する原告主張

1 原告の右主張は、島袋氏が編さん地図確認書に署名押印したと断定する点においても誤っている。島袋氏は、編さん地図確認書に署名押印したことはなく、右主張はその前提において事実に対し、誤ったものとなっている。

2 さらに、原告は、島袋氏が一筆地編さん図の筆界及び地番を争っていないことを理由に、同筆界及び地番は確定し、特定していると主張する。

しかし、土地の筆界及び地番は公的なものであり、私人が認めたからといって確定するものではない。

したがって、原告の主張はこの意味でも誤っている。

3 又、島袋氏が、その所有とされる一筆地編さん図の筆界及び地番を争っていないことを理由に、一筆地編さん図の筆界及び地番が確定し、特定しているとする原告の主張は、その前提においても誤っている。

島袋氏は、右土地の筆界及び地番を認めたことはなく、争っているものである。

三 位置境界不明地域内の土地の特定の仕方

1 右に述べたとおり、位置境界不明地域内の土地の筆界及び地番は、確定しておらず、同地域内筆界及び地番は不明である。

しかし、このことと位置境界不明地域内の土地を特定できるのかという問題とは別である。位置境界不明地域内の土地も次の二つの仕方で特定できる。

一つは、位置境界不明地域内の強制収用・使用しようとする土地を現地で杭等を打って特定し、その土地について実測平面図を作成する仕方である。このようにして作成された実測平面図は現地復元性を有するので、実測平面図により、対象土地が特定されることになる。ただし、この場合対象土地は位置境界不明地域内にあるため、土地の筆界及び地番が依然として不明のままである。対象土地を地番で特定することができず、実測平面図により（測量法上の基準点を利用した方位、角度、距離等により）特定されることになる。

二つは、実測した字図、又はブロック図を利用して同地域内の位置境界不明地を図面上で特定する仕方である。この場合、字図、又はブロック図

は実測平面図であり、現地復元性を有するが、その図面に引かれた強制収用・使用の対象となる土地は、図面上で記入されたものであるから、現地の土地を反映したものではなく現地復元性を有せず、単に図面上記載された土地を現地に落とし、現地に杭を打つことができるというだけにすぎない。この場合も、字図、又はブロック図内の土地は、土地の筆界及び地番が確定しておらず、依然として地籍不明であるので対象土地の筆界及び地番は不明のままである。

2 右に指摘したとおり、強制収用・使用しようとする土地の特定の問題と地籍の問題とは、互いに関連し交差するが、それぞれ別個独立したものである。このことを混同しないことが肝心である。

原告の主張は、前記の二番めの仕方、すなわち那覇防衛施設局が位置境界明確化作業の中で作成された図面（一筆地編さん図、現況地籍照合図、編さん図）を利用して、同図面上で対象土地を特定したとするものである。したがって、原告が主張する対象土地（物件目録6の土地）は、筆界及び地番が不明のままの土地とならなければならない。ところが、原告は物

件目録6の土地が「二二九一番」の土地であり、「島袋善祐」の土地だとして、土地調書及び添付図面に記載されている。この誤った土地調書及び添付図面の作成は、原告が対象土地を特定する際に利用した位置境界明確化作業の中で作成された図面の中に仮の「地番、地積、所有者」が記載されていたことから、同「地番、地積、所有者」が確定していると思い込んだことに起因して行なわれたものである。

しかし、これはすでに述べてきたとおり、誤っている。

なお、すでに述べたとおり土地収用法は、対象土地の特定については、現地における土地の特定を求めている（前記一の方法）、図面上による特定（前記二の方法）を認めていないので、原告の対象土地の特定の仕方にはこの面からも不適なものである。

四 土地調書の瑕疵

以上のとおり、物件目録6の土地については、地籍が確定をしていない土地であるから、同土地の筆界及び地番は、未だ明らかでなく、土地調書に同土地の「地番」を表示しえず、且つ添付の実測平面図に筆界及び地番

を表示しえないものである。

したがって、当然のこととして、地番が確定しないため、同土地の所有者が誰であるかも、確定しえない。

ところが、本件土地調書及び添付の実測平面図には地番又は筆界、所有者が記載されたものとなっており、誤った作成手続により誤った内容を記載したものとなっている。

よって、物件目録6の土地調書及び添付実測平面図は、瑕疵あるものである。

第三

一 「立会」の意義

1 土地収用法三六条二項、四項、五項は、いずれも、土地所有者、市町村長、県知事等に、土地・物件調書への署名を求めるだけでなく、「立会」権を認めている。

原告は、右各条項が「署名」とは別に「立会」を認めている独自の意義を認めない。原告の主張によると、原告が指定した日時、場所に出向いて

起業者の「説明」を受けることが「立会」の意味ということになる。

しかし、このような解釈は、「立会」概念に含まれる「確認」という積極的な意味を切り捨て「説明」を受けるという消極的な意味に矮小化するものであり、誤っている。

土地調書は、土地収用法三八条で法的推定力を付与されている。この法的推定力が付与される理由は、単に土地所有者、市町村長、県知事が起業者から「説明」を受けたというだけで説明しうるものではない。土地所有者、市町村長、県知事が、立ち会って土地調書の適正さを「確認」する機会が保障されて初めて、合理的説明がなしうるものである。

2 ところで、土地調書に添付された「実測平面図」に表示された土地の位置・境界が現地の土地の位置・境界に符号するか否かは、右図面を閲覧しただけでは、確認することができない。

これを確認するためには、実測平面図の基になった現地の杭等を、現地で示し、立会人に対し確認を求めることが不可欠である。そうでなければ実測平面図の内容及び作成が適法であるか否かを、土地所有者、市町村長、

県知事は確認することができない。

したがって、土地収用法三六条に言う「立会」は、現地での立会においてはじめてその意義を発揮し、現地以外の場所では「立会」の意義を消失するものである。現地立会を不要とする原告の見解は、土地収用法三六条の法意に反し、到底とりえないものである。

二 不適法な「立会・署名」

原告は、本件土地全てについて、現地立会を行わず、現地以外の場所での「立会」を求めたものであるから、本件土地調書に立会・署名を求める那覇防衛施設局長の行為は、不適法なものであり、被告は立会・署名を行わないことができるものである。